

裁判員経験者意見交換会議事録（平成30年11月26日開催分）

司会者：裁判員経験者意見交換会を始めることにいたします。

本日は、裁判員経験者の皆様、本当にお忙しい中、裁判所においでいただきましてありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただく大阪地方裁判所の野口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今日はですね、裁判員経験者の意見交換会ということで、実際に裁判員を経験された方のお話をお聞きするというものでおいでいただきました。

裁判員制度が始まってからもうすぐ10年ということになります。この10年間、裁判所や検察庁や弁護士会、あるいはいろんな人がですね、裁判員裁判の運用についていろいろと試行錯誤をしながら裁判に取り組んでまいりました。そういう中で、皆さんのように裁判員を経験された方の御意見が本当に貴重なものだと思っております。

今日は裁判をより良くするために、皆さんの率直な話を伺うことで、今後の改善につなげていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、ここに列席している方々の紹介をさせていただきます。

司会を務めさせていただきます私は大阪地方裁判所の野口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、検察庁、大阪弁護士会及び裁判所の紹介をさせていただきます。

検察官、よろしくお願いいたします。

大澤検察官：大阪地方検察庁で公判部に所属している検事の大澤と申します。

簡単に経歴を説明させていただくと、検事になって大体15年目ぐらいになります。検事というのは、捜査と裁判の両方をやりますが、私はどちらかというと裁判の方の経験が多い検事になります。

現在、大阪の方で裁判員裁判を担当していますけど、東京などでも裁判員裁

判を担当した経験もございます。

よろしく願いいたします。

司会者：では，原田弁護士，お願いします。

原田弁護士：大阪弁護士会所属の弁護士の原田と申します。

弁護士になりまして間もなく7年目を終えようとしています。ちょうど裁判員裁判が始まってすぐぐらいの頃に弁護士になりまして，裁判員裁判の黎明期から今までを過ごしてきたというような状況です。

一応，経験としては10件近くは裁判員裁判をしております，1件1件が本当に勉強で，新しいことの勉強ということを痛感しております。

今日はどうぞよろしく願いいたします。

司会者：裁判官，お願いします。

谷口裁判官：本日はどうもありがとうございました。

今，御紹介がありました，私も大阪地方裁判所の裁判官で，谷口と申します。

昨年の春に大阪地裁に参りまして，大阪地裁では2年目になります。また，裁判官になりましてから19年目になります。

それで，大阪に来てから何件か裁判員裁判に携わらせていただいて，その都度，いろんな裁判員さんといろんな協議をするのですけれども，その都度，いろんな話を聞けたり，本当に裁判員さんが違うとお話の内容も違って，毎回勉強させていただきます。

今日は自分と一緒に事件をやった方ではなくて，それぞれいろんなところでいろんな事件を経験された裁判員さんの話を聞けるのを楽しみにしております。

どうかよろしく願いいたします。

司会者：それでは，次に，裁判員経験者の自己紹介と御挨拶をいただきたいと思
います。

私から，どういう事件を大まかに担当されたかということだけは，最初に紹

介させていただいた上で自己紹介等をお願いします。

自己紹介といっても、特に裁判員をやった感想ですね、それから、この機会に話したかったことなど何でもいいですので、最初に、まず一通りお話しただいてから、また、いろいろと意見交換のテーマについて話をしていきたいと思います。

では、1番さんからですが、1番さんは、強盗未遂と強盗致傷事件を担当されたということですね。犯人かどうかがテーマの事件だったということですか。

じゃあ、1番さん、お願いします。

1番さん、裁判員をやった感想とかについて、あるいは今日裁判所に言いたかったことなどがあつたらお話しいただけますでしょうか。

裁判員経験者 1：テレビのニュースを見ていてもね、やっぱり感心するようになりました。ニュースをよく見るようになりましたね。それで、自分なりにちょっと判断してみたりして、あと良かったことは、今まで以上により信号をよく守るようになりましたね。

司会者：じゃあ、3番さん、お願いいたします。

3番さんは、強盗致傷と窃盗事件の事件でした。お願いします。

裁判員経験者 3：一言で申せば、大変いい勉強になり、参加させていただいて、自分のいろんな経験とか、そういうことも踏まえながら参加させていただいたんですけれども、大変勉強になりましたし、とてもいい制度だと思いました。また、皆さんがこぞって参加するような、また、参加しやすいように、制度を改革されるときには、そのようにされたらいいんじゃないかなと思いました。

司会者：皆さんが参加しやすいような制度に、その辺りもまた後でもう少しお話しできたらと思います。

じゃあ、4番さん、お願いいたします。

4番さんは、住居侵入、窃盗と強盗致傷の事件を担当されたとお聞きしております。

裁判員経験者 4：率直な話、大変良かったと思います。

どう言ったらいいんでしょうかね。少し驚きを感じましたね。私どもは、こういうような裁判になるようなことはテレビの劇、映画だとかで知るぐらいのことかなと。身近なことではないんでね、民事でそういう裁判を受けたということもありませんのでね、全くの驚きでした。

その驚きの一つはね、アメリカではですね、陪審員制度になりますかね。それは有罪か無罪かというようなことだけだと。日本の裁判員裁判というのは、変な言い方ですが、量刑を評議で決める。それも補充裁判員も含めて参加する。そのような進め方をすると、全く頭になかったので、驚きが大きかったです。

司会者：ありがとうございます。

それでは、本日の予定についてお話をしていきたいと思います。

お手元にお配りした進行予定表の方を御覧いただけますでしょうか。

「1 はじめに」は終わりました。

次に「2 意見交換」ということで、(1)裁判員を担当したことによる裁判に対する印象の変化、それから、(2)裁判員裁判を担当することの負担感、負担感と同時に、逆に、やって良かったということであれば、負担があってもこういうことでやって良かったというやりがいみたいな話も一緒にお聞きできればと思います。

1番さんは、今、ニュースもよく見るようになったとおっしゃいましたけど、やっぱり裁判員をやる前と後で、裁判のイメージは違いますか。

裁判員経験者 1：今は、テレビのニュースを見ていて、事件があると、自分で裁判をするようなことを考えます。

「これはひどい、これは子供に対してこういうことをするか」みたいな感じでよく見るようになりました。

今までは、のんびりと見ていたという感じでしたが、裁判員をやって、本当、良かったです。

司会者：良かったというのは、もう少し言うと、何が特に良かったですか。

裁判員経験者 1：裁判に対する関心が湧いた，ニュースを見ていても面白く，分かるようになりました。

でも，最初に封書が来たときは，司法のことなど，何も知らない私に何で来るのかと思いました。うわっと思って，お友達に電話して聞いたら，「誰でも経験できるものではないから，一回経験してみたら」と言われて，DVDや本を見て，これやったら私，これはいけないよとか，こうなさいよっていう感じのことだったら，できるかなと思いました。本当に経験して良かったです。本当に勉強になります。

司会者：ありがとうございます。

裁判員をやったことで裁判に対する印象が変わったことがあれば，要は，裁判員をやる前だったら裁判に対するイメージってあったかもしれませんが，裁判員をやってみての裁判の印象の変化っていう辺り，3番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 3：そうですね，裁判のことはニュースで漠然とは知ってたんですけども，日本もこういうことをするようになったんだなというのと裁判官の負担を減らすっていう意味合いもあってされるということだと認識しておりました。

実際，封書が届いたときは，最高裁判所の名前がバーンと出てたので，一体何事かと思って開いてみたら，裁判員裁判の出欠に関するようなことのお手紙がいっぱい入っておりまして，聞くところによると，1万人に一人ぐらいの確率でこの封書が来るということでした。そういうことでしたので，やっぱりこういうのが来るということはやはり受けた方がいいんだろうなと思ひまして，特段のことがない限りは受けようと思って，そういう気持ちで臨みました。

結局，いろんな抽選がありまして，結局，最終的に裁判員になるということが決まって，それから，今まで裁判所に抱いていた，ドラマとかニュースとか，そういう印象から，実際，自分が中に入ってみると，すごく皆さんソフトなお人柄で，裁判長とかはもっと厳格な方かなと思ってたら，とってもアット

ホームな方で、皆さん裁判官の方もお人柄が良くて、そのため、緊張せずに自分の意見をありのまま申し上げることができました。

また、メンバーにも恵まれたんでしょうね。皆さん、いい方ばかりだったので、久しぶりに学生時代に戻ったような気分になって、もう本当に毎日専業主婦だったものですから、同じところに1週間同じ時間に出かけるということはなかったものですから、本当に新鮮な思いがいたし、外で出会った人たちと仲良くなって、携わっている事件は悲惨なものであるんですけども、中の人間関係はとても良好で、本当に楽しい時間を過ごさせていただきました。

それで、思っていた印象と違ったのは、すごくね、きめ細やかに私たちにソフトの面に対応されてくださって、例えば、お茶の準備があつたり、膝掛けがあつたり、文房具が全部セットされていたり、あと、ロッカーがあつたり、そういうことと、また、有り難かったのは、お弁当の申込みなどをしてくださって、どうしてそういうことを業者でもない方がされるのかなと思ったら、これは私たちが外部との接触を避けて、私たちが保護するっていう意味なんだということを知って、とても安心をしましたし、そのような御配慮について有り難いなと思いました。

それと、あと、裁判を進めていく中でいろんなことを知ることになるんですけども、私の受け持ったのは本当に軽微な犯罪だったんですけども、それで、国選弁護人が携わっていて、経費が生じている。

この裁判以外にも裁判所の建物とか人件費とかね、いろいろな面でこの裁判にコストがかかっているわけですよ。そういうことを考えますと、大阪は犯罪が多いので、これは幼児教育の徹底を図らないといけないんじゃないかなというふうに感じました。

やっぱり物の善悪っていうのは例外なく、駄目なものは駄目、いいものはいい、為すべきことは為さねばならぬし、やっちゃいけないことはしては駄目っていうのを小さいうちの教育で叩き込んでおかないと、将来的にこういうふうな形で、国民が税金という対価を払わないといけないっていうことになるのか

なというのを感じました。

それから、こういう犯罪，特に大阪は軽微な犯罪が多いんですけれども，これを無くすためには基本的人権が守られて，ある程度豊かさを享受できるような，そういう活動を政府が保障しないとイケないなと思いました。そのための努力をもうちょっとみんながすることによって，しなくていい犯罪を防げるのではないかということを感じました。

あと，家族からは，私がこういうふうに通っておりましたら，「すごくお母さん，生き生きしてるね」というふうに言われて，実際，私は，今こういう年齢ですから，私個人としてはそんなに大変ではないんですけれども，皆さんのことを思うと，個人的なお商売をなさっている方もいらっしゃるし，それはもう売上げに直結する話ですし，会社関係とか，休みにくい看護師さんとか，お医者さんとかね，そういうふうな方も対象となるのであれば，もうちょっと制度的に運用しやすい，皆さんが，あっ，それぐらいだったらいいかなと思えるような制度にもう少し練り上げた方がいいんじゃないかなと思いました。

それと，私が担当したときには地震がございまして，そのときに，最初こちらの方に行かなきゃいけないということで，電話をしたときにはタクシーが乗れたんですね。「タクシーに乗ってもいいですか」と言っていると，その返答はちょっと確認してからお答えしますということだったので，お電話を待ってましたけども，携帯電話がつながらなくなりましたので，そのときに感じたのは，やっぱりメールをやるとか，災害のときに安否情報確認みたいな制度があって，裁判所の方で発信してもらって，こちらがダイヤルをすれば，今日法廷が開かれるとか，今日は中止にしますっていうのが瞬時に分かるような，そういう制度を作られた方が，今後やっぱり南海トラフ地震とかもあり得る話ですし，災害っていつ起こるか分からないので，地震に限らず津波なんかもあったり，台風なんかで浸水することもございましょうから，そういう面に対しても，もう少し制度を練られた方がいいんじゃないかなと感じました。

司会者：なるほど、貴重な御意見ありがとうございました。

そうですね、では、今の御提言も、御意見をいただいたということで裁判所側でも考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

4番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者4：感想の方をもう少し付け加えさせていただきたいと思えますけども、最高裁判所の方からの裁判員裁判の封書が来たのが去年の11月だったかなと思えます。それから、オリエンテーションが6月末だったと思うんですね。この期間、約6か月あるんですよ。それで、オリエンテーションを受けさせていただいて、そのときもこういう感覚がずっと始まるまで持っていたんです。

一つはですね、個人的なものですけども、殺人事件とかね、大きな事件に当たるのは嫌だなという思いがありました。

それから、二つ目は期間が長いのは嫌だなと思っていました。途中で替わってもらえるような補充裁判員も二人ほどおられたようですけどね。

それから、三つ目がね、素人で参加しますからね、法律用語がたくさん出てきたら、経験がない者、法律の知識がない者は大変だなと、そういうような思いで臨ませていただきました。

幸いオリエンテーションも入れて5日間で終わる事件で、最後まで参加できたわけです。裁判長も10年で、30件ほどの事件を処理したベテランの裁判長でした。あと、二人の若い判事もおられて、我々にとっては難解な法律用語についても比較的細やかに説明してもらえる。そして、こういう会話をすれば眠たくなるわけですけども、1時間置きにね、休憩を取っていただいたりして、うまく飽きないように、退屈しないような運営をされているということで、これは大したもんだなと思えました。

そういう経過の中で、私が最後に感じたのは、こういう感じで刑事事件が進められていくと、冤罪事件というのはなくなるのかなというような気がしたわけです。それは法廷ではしっかりとした若い検事二人が資料を基に的確に話を

されているという対応でしたし、国選弁護人も付けておられて、それなりにされていまして。

それから、違和感として、国選弁護人ということで、いろいろとかばっておられるんですけども、ちょっと国選弁護人は冷たいんじゃないかなと感じました。余り寄り添っていないような気がしましたね。

そうは言うものの、公訴事実も確認されていまして、きちんと弁護されていまして、私としては安心していまして。ちょっと苦情めいたような意見で、すみません。

司会者：ありがとうございます。そういう忌憚のない意見が大事です。

そうしますと、またテーマに戻ってもいいですか。

今までは裁判員をやったことについての印象が多かったですけど、裁判そのものについて、1番さんは大分おっしゃっていただきましたが、ニュースを見て裁判はこうだと思っていたのが、裁判員をやってみてニュースの見方が変わったとか、実際の裁判は全然違う、その辺の裁判に対する印象の変化というのをもう少し、せつかくですからお聞きできたらと思います。

1番さんから、改めて全然違うという辺りをお願いします。

裁判員経験者1：とにかく違います。これって言われると全部です。

自治会の班長会議をやっているけど、やっぱり裁判員裁判みたいなものでしょう、意見交換するから同じような。とにかく全部ですね。良かったです。もう本当、勉強になりました。

今までのんびりと時間が過ぎていきましたが、早く裁判員をやれば良かったと思います。為になっています。これはいいですね。だから、みんなに来ていただくように、もっと広めたいと思っています。

司会者：分かりました。本当にありがとうございます。うれしい御意見でございます。

3番さんは、裁判に対する印象って、何か裁判員をやる前に関心があったかどうかとか、その辺りからはいかがですか。

裁判員経験者 3：そうですね、割と裁判物とか、そういうふうなミステリーについては好きだったので、裁判所内のそういうやりとりなんかに関しては興味はあった方だったんですね。ですから、実際行われていて、そんなに違和感はなくて、ただ、裁判のシーンだけは知っていますけれども、法廷以外の裁判官の方とか、そういう方のお人柄とか、そういうのは全然分からなかったもので、今回、ここに携わらせていただいて、すごく暖かいお気持ちの方が多いなと思って、検察の方とか、そういうのは罪に対しては厳しいと思うんですけど、個人的には余りお話しする機会がなかったのでよく分からないですけど、裁判官に関しては、そういう方々がなさってるんだな。やっぱり血も通って人情がある方が多いんで、その辺はすごくね、安心しましたね。

あと、負担感というのも、裁判官の方のアットホームなお人柄によって、私どもが毎日行かしてもらって負担感もずっと軽減されて、運営の良さとか、そういうことが私は負担感を軽減してくれていることに大きく寄与しているなって感じました。だから、これは本当にね、担当された方々にお礼を申し上げたいと思います。

行くのに、嫌な気持ちで行くのと、また、皆さんにお会いしてどんな話をし、裁判の本当により本質に迫れるような進行をしていただける。その中で、自分たちも自分たちの考えを表現できる、発表できるっていうのはとても有り難いことで、これが目的なのだろうなとは思いますが、あと、その中で細かい事案なんかで何時に行われたとか、1年の中で、その季節のその時間帯というものの日照の照度の強さとか、お天気による視界なんかがどのように変化するかとか、たまたま私の扱った事件が、交通量とか日光によって反対の歩道の方からそれを見ることができるかどうかというところが大きなポイントだって、それは証人の発言の信憑性に対するところだったんですけど、そういうことも細かく説明されまして、写真とかスライドを駆使してやっていただけたので、とても臨場感のある話合いができました。

あと、そうですね、ここには犯人が逃げることもできたのに逃げなかったの

で、それはとっさに、感情がエスカレートしてそういうことになったのかどうかもポイントでした。執行猶予を付けるか、付けないかについて、そういうことを皆さんと意見交換ができたので、私としては、いろんな考えの方がいらして、私の気持ちの動きなんかを汲み上げていただける方もいらっしやって、今後の人生にそういうものの見方っていうのも必要だなと感じました。また、脱線しそうになるときは裁判官が目的の方に近づくように、気分転換をさせてくださったりとか、そういう運営の良さがやっぱり負担感というところに大きく影響していたと思います。

司会者：ありがとうございます。

裁判員が終わった後、裁判のニュースとかを見ることもあるかと思うんですが、その辺、前と印象は変わりましたでしょうか。

裁判員経験者 3：いろいろな裁判があって、報道されている裁判の中には、ああいうふうなときにあれだけ弁護人がある、何でこんなに出てくるのっていう素朴な疑問が湧いてたんですね。それはまだ解消されてないんですけども。あと、この間、随分長い裁判員裁判があって、ちょっとニュースで報道されていましたね。

そういうことで、最初から最後まで全部の質疑とか裁判に携わらないと評決にまで至らないっていう、そのやり方は大変いいんですけども、殺人罪とか、また、争点の多い事案なんかに当たった方は大変御苦労されるなと思って、私は軽微な事件だったので一定の期間内で終了しましたし、楽をさせていただいたんですけども、そういう長いのに携わる方の負担感というのはかなりなものがあるでしょうし、周りの方へ、お勤めされている方だったら、同僚の方とかね、上司とか、そういう方への、何て言うんでしょうか、国から言われて、実際にやって、社会貢献になってはいるんだけど、申し訳ないっていうお気持ちが積もるといって、そういう気持ちの中での負担感というのは計り知れないものがあるんじゃないかなと推察はしておりますが、これは仕方ないことですけども、そういうところを緩和できるようなことを考えていただけ

ると、皆さんもう少し気楽に応じられるんじゃないかなと思います。

司会者：ありがとうございます。負担感のお話はもうちょっと後でお話をしていたら良かったんですが、でも、大分お聞きできてありがとうございます。

とりあえず、2の(1)の裁判に対する印象の変化という点でのお話を、今、3番さんから大分お聞きしたんで、もう少し何かありますか。

裁判員経験者3：いいえ、特にはないです。

司会者：では、4番さんのお話をお願いします。

裁判員経験者4：裁判を実際に拝見させてもらってね、この裁判員裁判、一番得しているのは、裁判官ではないかと思っています。

なぜなら、6人の裁判員、それから補充裁判員二人で、裁判官のお仕事は公正、事実に基づいて、書類も含めて、全てがうまく納得のいく形で決められています。

これで裁判員がいなければ、裁判官はやはり何か間違っただ判断をされるということが起こるのではないかというようなことを思いつつね、一番得しているのは、損得ではありませんが、一番いい思いを裁判官がしているのではないかと、間違いを起こさないという意味で、そのように思います。

したがいまして、10年しか経ってないかも分かりませんが、これはもうさらに充実していただいてもいいんじゃないかなと、そのように思いまして、誰とどうい話をしたということではなく、やはり裁判官もですね、現場現物主義に徹してもらわないと駄目ではないかと考え、若い裁判官に伺いました。実際の事件についてですね、現場に行かれたことがあるんですかと伺うと、言葉を濁しておられたし、やっぱり行かれていないのではないかと、それは検察なり警察の捜査官任せになっているのではないかと思ひ、裁判官はもう少し外に出る必要があるのではないかと思ひました。

いろいろ幅広い見識をお持ちで、事例も蓄積されているわけでね、信頼しますよね。こういう情報社会の中ではね、AIでできるよなど。病気だったり、過去のビッグデータを基に。これはね、裁判官がしっかりと現場現物という

か、そういうことも学ばれて、足を運んでいただく必要もあるんじゃないかなと思います。ちょっとそんなことも裁判に立ち会っていて感じた次第です。

司会者：今の点について、裁判官として一般的な話ですが、裁判は証拠に基づいて判断するということになりますので、裁判官が個人的に現場に行くと、こんな現場なのかって知るとすると、裁判の証拠になってないことが頭にインプットされてしまうということになるんじゃないかなと。そうすると、証拠に基づいて判断するのとちょっとずれるので、むしろ、あえて現場に行かないようにして、現場のことが分からないのであれば現場の写真をむしろもうちょっと出してほしいとか、出してもらって考えると、そうじゃないと、証拠に基づく裁判というのとちょっと外れてしまうかなと私は今お聞きして思ったんですが。

それと、ただ、むしろ裁判官も小さい世界に入らず、幅広い視野でいろんなことを見ていくべきだというのは、それはもう4番さんのおっしゃるとおりで、その辺の視野は自分でももっと意識して広げないといけないなと思います。

その辺の提言としては、そうだなとお聞きしたんですが、事件の現場に行くべきという点については、ちょっと私は証拠に基づく裁判の関係で外れてしまうのかなとは思っています。

裁判員経験者4：私は素人ですから、それ以上のことは申し上げられませんがね。

司会者：ただ、やっぱりもっと広く社会に出ていくべきだという、そこは本当に正直なところ、そのように思います。ありがとうございます。しっかり受けとめたいと思います。

次は、裁判員裁判を担当することの負担感という2の(2)の話をしていきたいと思います。

1番さんとしてですね、裁判員をやったの負担感ってどんな感じだったですか。

裁判員経験者 1：初めに，最高裁判所から封書をいただいたときに，確かに負担感ってありましたね。えっ，私にできるのか，みたいな思いがありました。

その後，お友達に言って，DVDと本を見て，私にもできるんじゃないかなという気持ちになり，それから大丈夫でした。

司会者：そうですか。お見かけする感じはちょっと比較的年配の方だと思うんですけども，裁判員裁判をやられているときにですね，体が疲れてしんどかったとかはありませんでしたか。

裁判員経験者 1：いいえ，ありませんでした。

司会者：分かりました。

3番さんは，今，大分負担感の話もしていらっしゃいますけど，改めて付け加えて言いたいことがありますか。

裁判員経験者 3：負担感といえば，気持ちで気を付けたことは，この話をいただいて，怪我をしてはいけない，病気になってはいけない，特にこちらに来てお話を伺ってからは，全部最初から最後までこの6人なり8人なりが同じテーマを一言一句，裁判所の中ではトイレの時間においても，評議を中断してトイレに行っていただくってような状況で，全員が同じ内容を知っておくってことが基本となっているというお話を伺ってからは，そういうことを一番気を付けましたね。

それで，私，先ほども申しましたけれども，地震が来たので，その説明の前段階で，台風があっても，皆さん，はってでもいらっしゃいましたっていうお話があったので，地震でも行かなきゃいけないだと思ひまして，それで，そのときは，まだタクシーが動いていたので，それで行ってもいいんですかっていうことをお伺いしたんですね。

そういう意味では，本当に怪我やら病気やら，それからそれが家族の中でもあっても困るなっていうようなことは，主婦ですから家族を優先したいと思ひますので，そういうことは負担感というよりも，心掛けたことですね。

あとは先ほど申し上げましたので，割愛させていただきます。

司会者：ありがとうございます。

じゃあ、4番さん、いかがですか、改めて負担感について。

裁判員経験者4：負担感はありませんでした。

ただ、自分ができるのか、適切なのか、適当なのか、適材なのかという、そういう若干の不安があったという、その程度でございます。

司会者：そういう判断に一人加わるということの負担という点はいかがですか。

例えば、そういう事件自体に関わるということですね。

裁判員経験者4：特に殺人事件などについては、死刑というような問題につながることであるのでね、ちょっと心のどこかで残っていたと僕は思います。

司会者：その辺りは最初に大変だなと思ったとおっしゃられた点ですよ。ありがとうございます。

逆に、いっぱい出ていますけど、負担感と裏腹に裁判員としてのやりがいみたいなものがあれば改めてお聞かせください。

大分、1番さんはおっしゃっておられますけど、裁判員としてのやりがいはどのようなことを感じていらっしゃいますか。

裁判員経験者1：やりがいですか。

司会者：はい。

裁判員経験者1：やりがいはそうですね、何て言ったらいいんでしょうかね。やりがいはありますね、もっとやりたいという。勉強になります。今まではこのようなこと考えずに生活をしていましたので。

やっぱり世の中のためになりたい、人の役に立ちたいと思い、朝4時頃から、町内のお掃除を勝手にしています。

司会者：ありがとうございます。

大分いろいろお話は出てますけど、逆に負担感を埋めるものとして、いろんな裁判所からの配慮という話もおっしゃっていましたが、裁判員としてのやりがいというような辺りについては、3番さん、いかがでしたか。

裁判員経験者3：そうですね、やっぱり国民の感情とか、そういうものを裁判の

中に注ぎ込むという意味では、やりがいはあったと思うんですね。それは裁判員制度そのものがそういうことを目的としていると伺っておりますが、また、その中で私も貢献できるかな、社会貢献できるかなという意味ではやりがいを感しましたね。

司会者：実際に評議とか裁判に関わっていく中でそういう実感もありましたか。

裁判員経験者 3：そうですね。

それと、あと、言うてはいけないし、守秘義務は後で出るとは思いますけど、それ以外のことはどうぞPRしてくださいというお話も承りましたので、こういうことをしているのよって言える範囲内で、皆さんに、私がこういう候補者になっているという段階で、言ってもいいっていう範囲内で家族とかには言いましたし、実際迷惑かけるであろうと思われる人たちにもやっぱり打診をしましたので、そして、終わった後で、どうだったとか、友人たちにもそれは広報していただきたいというお話だったので、言える範囲内で言って、絶対こういうのが来たら受けるということやってみられたら、また違う視野が広がっていいんじゃないのかなというふうに皆さんにはお勧めはしています。

司会者：ありがとうございます。

じゃあ、4番さん、お願いします。

裁判員経験者 4：私は義務感で参加させていただいただけだと思っております。

幸い時間もあり、一国民の意見が反映されるのであれば、それにこしたことはない。

ただ、法的な知識がないという点が気になっただけで、義務感を持って参加させてもらったのが事実であります。

司会者：はい、分かりました。

そうしますと、次の「3 守秘義務についての意見や感想」の話に移りたいと思います。

守秘義務については、裁判員裁判をやっていただく中で裁判官からも説明はしていたと思うんですが、裁判が終わってみて守秘義務があって不自由だった

とか、逆に、あつて良かったとか、いろんな意見があると思うので、その辺、1番さんはどうですか。

裁判員経験者 1：守秘義務に関しては、もう一人ね、言った人がいるんですよ。それはいつも近所を巡回しているお巡りさんに言いました。「お巡りさんね、私、こんなん来たのよ」と言いました。

司会者：おっしゃったのは、御自身が裁判員になられたということですか。

裁判員経験者 1：私、言いました。

司会者：実はですね、裁判員になったということは、他の人に、身近な人に言っても大丈夫です。

裁判員経験者 1：大丈夫なんですか。

司会者：お巡りさんは大丈夫です。知り合いのお巡りさんであれば。裁判員になったということを言ってしまったことが守秘義務違反だと、今、思ってたらしやるわけですね。

裁判員経験者 1：それは違反ではないんですか。

司会者：裁判員になったということを親しい人などに言うのは違反ではないです。

裁判員経験者 1：ああ、そうですか。

司会者：はい。そうすると、やっぱり裁判員になったということも言っちゃいけないと今までは思ってた。

裁判員経験者 1：誰にも言っちゃいけないと思っていました。

司会者：それは御負担をおかけしてすみませんでした。

守秘義務違反になるのは、評議室でどんな議論をしたのか、私は有罪と思うとか、無罪と思うとか、何年にするとか、それは言っちゃいけないということです。

裁判員経験者 1：それは言っていないですよ。

司会者：それを言っていないのであれば大丈夫です。

裁判員経験者 1：ああ、そうですか。分かりました。ありがとうございます。

司会者：3番さん、いかがですか。守秘義務についての自分の感覚、受けとめとかですね。

裁判員経験者3：守秘義務に関しては、私は法廷の中のことも言っちゃいけないことだなと最初思ってたんです。そしたら、法廷で話されたことはオープンになっているので、守秘義務から外れますっていうことで、あとは皆さんと会議して、どんな人がいたとか、何対何でどうなったとか、それから、誰がどんな意見を言ったとか、参加者はこんな年齢でこんな方だったとか、プライバシーに関すること等を言っちゃいけないだけで、法廷の中のことは言っていることだったので、随分と負担感はほぼなくなりましたね。

ですので、とりたてて、また、この案件は私の日常生活に何か影響を及ぼすということはないので、ただ裁判所の方がネームプレートとか、そういうふうなこととか名前とかが分かると、裁判上で被告人寄りの方が私の顔とか、そういうふうなのを覚えていて、意見を被告人に有利にするように強要するかもしれないということもあるので、裁判所の食堂で食べるよりは、こちらでお弁当を用意した方がいいんじゃないかということで、そういうことをしていますっていうお話もあったので、そういうふうには守られているんだなということと、守秘義務に関してはそこまで話していいんだということで、むしろ安心しましたというか、プライバシーの保護っていうために番号を使っているんだとか、そのような説明を受けた時点で負担感はなくなって、むしろ守られて有り難いなという感じがしました。

司会者：ありがとうございます。

4番さん、お願いします。

裁判員経験者4：全くですね、何も家族にも話せないというのはね、ちょっとしんどいと思うんですね。ですから、私の場合でしたら、裁判員裁判に選定された、オリエンテーションだの、それから終わってから、家族から聞かれば言うという感じで、家族は詳しいことを求めませんでしたから、意外とすんなりといきました。

あとは友達関係ですね。裁判員裁判に呼ばれたという点で、一回話を聞かせてくれやというようなことになりましたけどね、そのような程度にしておけばちょっと気が楽かなと思っています。

何も話さない、何も言えない。何が何でも守秘義務を全うしようとしたら、ちょっと何か違和感があり、しんどいなと思いましたね。

だから、3割とは言いませんけども、決まった、終わったというような、こんなことは余計かも分かりませんが、初めて国から日当をいただいて、もらいましたという冗談めいてね、言うようなことをして終えたような次第です。

こだわりはあると言えませんが、その程度に流しておいて、また家族でも詳細を知ったとしたらね、言うなよと言えれば余計に負担がかかるようなこともありますからね、それやったら聞かない方がいいだろうという、そんな感じで、私は接してきました。

司会者：この前のときに、だから、裁判員になったとか、終わったとかいうことを親しい人などにお話しするのは全く構わないというのは、今も分かっててされるんですね。

裁判員経験者 4：その程度は。

司会者：日当をもらったということを話すのは全然大丈夫です。

裁判員経験者 4：初めてもらったから。その程度の話です。

司会者：ただ、4番さんのお話をお聞きしながら、事件のことは一切言っちゃいけないのかなと思って負担に感じていらっしゃるようにも、今、お聞きしたんですけど。

裁判員経験者 4：その辺りは、言ってはいけないことになっているという回答をすると思っています。

司会者：むしろ線引きもややこしいから、もう事件のことは言わないことにおこうという方がむしろ気が楽だと、そういうことでしょうか。

裁判員経験者 4：詳細を言えば、また口止めをしないといけないし、あなたも負

担になるよというようなことを言って、逆さまにとってですよ、質問しないでというふうにしています。

司会者：あえてそういう形に言うておられるわけですか。なるほど。

裁判員経験者 4：そんなやり方かどうか正しいかは分かりませんが。失礼しました。

司会者：なるほど。

司会者：では、ここで、検察官や弁護士からも何かお聞きしたいことがあれば聞いていただいてもいいですか。

じゃあ、検察官の方から何か聞いておきたいことなどありますか。

大澤検察官：裁判員裁判について、検察官の印象ってどう持たれましたかというところをお聞きしたいと思います。

裁判員経験者 1：検察官の印象は怖い人。

大澤検察官：裁判を担当する検事が皆さんの前でいろいろ主張を述べさせていただいたり、あるいは証人尋問を担当させていただいたり、いろいろあったかと思うんですが、それを実際、法廷で行った上での検事に対するイメージについて、もし何かあれば参考にさせていただこうかなと思ってちょっとお聞きしたいなと思っているんですが、それでも怖いとおっしゃるならばしょうがないですけど。

裁判員経験者 1：それ以外にありません。分かりません。

司会者：要は、法廷での検察官を御覧になっての今のイメージが怖い人というイメージですか。

裁判員経験者 1：字からして怖いじゃないですか。お仕事は分かっているけど、細かいことは分かりませんから。

司会者：じゃあ、次に今の質問、3番さん、お聞きしていいですか。

裁判員経験者 3：そうですね、私はお二人しかお目にかかってないので、その二人をもって一般論とするにはちょっと難があると思うんですけど、私が見ました検察官の方は冷静で、事実を淡々とお話しされていて、ドラマや何かで机を

叩いて強要するとか、そういうことはなかったの、スマートな進行で、あと、内容のリーフレットみたいなものをいただきまして、それに沿って説明していただいたのでとても分かりやすくて、私の担当の方に関しては、良かったと思います。

あと、一般的には、ちょっと分かりかねます。

司会者：4番さん、いかがですか、検察官のイメージ等について。

裁判員経験者4：書類、メモね、これはやはり完璧でしたね。起承転結に、かつ詳細にね、一般の会社でまとめられて作られているような書類に見えて、こういうやり方が、書き方が地に着いているのかなと思いましたね。

また、話されている内容も理路整然として、これも私としては完璧ですね。日本の検察というのはそういうものかも分かりませんね。べた褒めです。

しかし、2年やそこらの若い検事がこういうまとめ方をしている、その中堅クラスがそういう指導をされているのでしょうか、よく勉強されている、訓練されていると、そういう感じがしました。

大澤検察官：少し御紹介させていただきますと、論告の書類ですが、うちの検察庁の内部で議論しながら作っているんですね。この場に立っている検事二人、あるいは3人だけで作っているんじゃないくて、要するに、当然、実際、裁判員の方々が触れた場合に、私どもが想定しない見方をされるような可能性もある。要は、分かりづらいという、こういう話が出てくる可能性があるんです。そういうことがないように、多角的に何人かでチェックしながら作りまして、皆さんにお示しさせていただいています。

あと、裁判員裁判が始まって10年近くになりますけど、やはり全国的に見て、こういう事案であればこういう主張をすると、多分、皆さんも分かりやすいという形で、事例の集積っていうのが大分進んでいまして、そういう関係で、過去に同じような事案でやった、そういうものを参考にしながら、その問題となっている事件のオリジナルなものも加味した上で作らせていただいているというのが現状ということでございます。

実際申し上げると、長くならないように、要するに、皆さんが飽きないように工夫を重ねながら作らせていただいています。

裁判員経験者 4：工夫されていることを知り、感心しました。

司会者：じゃあ、次に、弁護士の方からお聞きしたいことがあれば、どうぞお願いします。

原田弁護士：弁護士の原田と申します。

検察官の質問の反対になるんですが、皆さんが担当された事件で、弁護人の活動を見てどんなふう感じられたか、忌憚のない意見をいただけたらと思うんですが、どうでしょうか。

司会者：1番さんの事件の弁護士さんてどんな人だったかとか、どんなことをやっておられて、何か思ったことがあればお願いします。

裁判員経験者 1：弁護士さんがいるから大丈夫みたいな、何か頼れる人というイメージです。

私がもし何か事件を起こしたとしても、やっぱり弁護士さんのところへ行くじゃないですか。だから頼れる人というイメージです。

司会者：弁護士の方はそういう存在だからだということですかね。

裁判員経験者 1：頼りがいのある人ですね。被告人は、最後、ちょっと泣いてましたよ。弁護士さんが頼りなんでしょうね。

司会者：では、次、3番の方、お願いします。

裁判員経験者 3：私も検察官の方は法に基づいて被告人のなされたことをつまびらかにするというのがお仕事だから、それに対して弁護人は、情の面とか、それからその方の置かれた環境とか、そういうソフト面のことでこういうふうに罪をせざるを得なかったというふうに代弁してくださって、また、法廷では被告人が言えなかったこととか、そういうふうなことも、これを言った方がいいよということを耳元で囁いたりして、謝っておいた方がいいですとか、何かそんなことも言われてたので、本当に被告人のためにいろいろ気を配って、ちょっとでも量刑を軽くってという方向に動いていらしたなというのが見受けられま

した。

弁護人というのは、本当に被告人の方にとっては頼りになる。法律的に太刀打ちできないですから、私たち素人では。ですから、唯一頼りにできる方だと思うので、救いの手をいっぱい伸ばしてくださるといのは有り難いなと思います。

お世話にならないにこしたことはないんですけども、万が一、被害者とか、そういう立場になったときも、これから先、弱者になりますので、高齢化とともに、助けていただけたら有り難いっていうふうには感じましたね。

あと一つ、これは別の話なんですけど、アメリカなんかだったら、有罪と分かっているけれども、証拠がなくて、それでも結局は有罪にならないように弁護人が誘導してしまうっていうような裁判なんかも見受けられますけれども、私はそれはやり過ぎじゃないかなと思います。

やってないことは助けてくださったらいいんですけども、やっぱり、あと一つ気になっていることは、無罪っていう言葉なんですけれどもね、心神耗弱とか、そういうふうなことで、罪はあると思うんですね。ただ、罰がないだけで、殺人者は殺人者という罪はあると思う。人を殺したという罪があると思うんですね。

ですから、あれは私は生理的になじめないんですね。ですので、あれは無罰というような表示にされると理解できるんですけども、本当に本人がやったことなのに、なかった、黒を白と言いくるめるための弁護というのは、私は心情的にはなじめません。

これは余談ですけども、そういうふうに私は感じております。

司会者：ありがとうございます。

では、4番さん、お願いします。

裁判員経験者4：弁護士さんと言われる方、僕は、いい方が多いのではないかと
いう印象を持っています。

その反面ね、悪徳弁護士というような方がいてね、これは被告人にとってみ

たら味方であるわけで、精いっぱい弁護士は正しい判決に結びつけるような弁護をしてほしいと思っています。

それで、先ほど1番の方もおっしゃっているように、僕はやっぱり弁護士さんは、ある意味では正義の味方でいてほしいと思っています。そして、信頼してもらえる弁護士さんでないと駄目だと思っています。

司会者：いかがですか。

原田弁護士：貴重な御意見，皆さん，ありがとうございます。

裁判員経験者4：それでね，検事の論告はすばらしいということを申し上げましたけどね，反対にね，弁論メモ，これね，ちょっと普通の文章だったら最後まで読めません。弁論メモなので読めますが。

したがってね，もう少し読みやすい工夫，「です」，「ます」で統一するとかね，それから検事の論告のような，こういうようなまとめ方も参考にされて，裁判員裁判でも理解がしやすいような文体に変えていただく方がいいんじゃないかなと思ひましてね，読めなかったですから。

原田弁護士：貴重な御意見をありがとうございます。その辺りの資料の準備に関しましては，先ほど検察官の方は組織的にある程度やっているという話があったんですが，弁護士はどうしても個人個人の話になってしまうので，もちろん一緒にやってる弁護士二人で相談はするんですが，それ以上の相談っていうのはなかなかできないところがありまして，事件ごとに，あるいは弁護士ごとによって資料の準備の状況なんかも全然違ってくる。そういう中で，やっぱり弁護士会としましては，検察官の資料がやっぱりすばらしいのは事実ですので，それに負けないぐらいの資料を準備していくことは，みんな頑張ろうとしているところなんです。

あとは弁護士の立場からいえばですね，特に3番さんの方の事件というのは，犯罪の成立に争いがある事件だったかと思うんですが，そのときには，いわゆる証明責任というのが出てきて，検察官が証拠で説明できない限りは無罪になります。それを前提に評議というのはスタートしていくんだと思うんで

すけど、その辺りというのはやっぱり違和感というのはありましたでしょうか。

一応、被告人という立場で何かをしたと疑われているんであって、それなのに無罪設定というか、まずはやってないということを前提に検察官が果たしてそれを証明できてるのかというところから始まると思うんですが、その辺りというのはすんなり、刑事裁判ってそんなものなのかなというふうに思われたのか、何か変だなという印象を持たれたのか、ちょっと答えにくい質問かもしれないので、難しかったらもう結構なんですけど。

裁判員経験者 3：そうですね、検察官は本当に事実に基づいて淡々とお話しになって、弁護士さんというのは、本当にその方は、被告人はちょっと耳が不自由だったり、足が以前に事故をしたことで、それで、あと性格的に余り真摯に向き合っているような印象が私たちには与えられなかったんですね。何か投げやりな感じがしていたので、印象はすごく良くなかったんですね。

それをカバーしようとして、弁護士さんたちが一生懸命努力されていたという印象が強くて、事実に基づいて判断しますので、そのときに一番焦点になったのは、最初からそういう意思があったのかどうかというところが焦点になっていました。

原田弁護士：ありがとうございます。

司会者：弁護士の方からはそれでよろしいですか。

原田弁護士：はい。

司会者：そうしますと、最後にですね、いらっしゃっている裁判員経験者の方から、いろいろ他にも今日言いたかったっていうことがあればお聞きしますが、1番さん、もうちょっとこれを言いたいということは何かございますか。

裁判員経験者 1：言いたかったことですか。

私はね、大阪は特に多いんでしょうけど、殺人事件が多いじゃないですか。簡単に人を殺す。もうちょっと刑をね、重くしていただけないかなと、それを強く望みます。

司会者：刑を重くしてほしいということですね。

裁判員経験者 1：刑を重くしてほしい。それが一つ、一番気になっていたことです。

司会者：はい、分かりました。ありがとうございます。

では、3番さん、何かありますか。

いろいろお聞きしましたが、今までのテーマに限らなくても、せっかくの機会ですので、裁判に対してでもいいですし、裁判員制度についてもいいですので、何かこの機会にお話ししたいことがあればお願いします。

裁判員経験者 3：言葉と現実の違いってということで、無期懲役っていう言葉がありますよね。私たちは無期だと思うと、その方が亡くなるまでなのかなと思っていたんですけども、無期懲役の方が無期でなくて10年や15年で出てこられる。この判決の言葉との乖離が甚だしいんじゃないかなと思うんですけども、これはやっぱり日本も懲役50年とか100年とか、そういうふうに期限を切られた方が私は分かりやすいんじゃないかなと思いますね。

それに、無期懲役の人が無期でなく、また出てきて同じようなことをやるっていうことは、やっぱりそれは二度目に被害に遭った方に対してすごく無責任だと思うんですね。無期懲役で入っておられればその方は被害に遭うことはなかったことなので、それは国の財政も随分と逼迫しているので経済的なこともありましようけれども、その表現一つ、50年とか70年とか、一つ一つの刑を累積していくやり方っていうので、数値化していただいた方が分かりやすいんじゃないかなと思うし、この人はもう60歳を超えているんで、刑期が50年となったら多分もう出てこられないなっていう、そういう安心感が私たちにはありますけれども、無期だと、また何年かしたら出てきて、また同じことを。

そんなに人はすぐには変わらないので、また、同じような状況になったときにやっぱり苦し紛れで同じことをするっていう可能性がなくはないので、やっぱり二次災害、三次災害に遭われる方の人権も考慮していただいて、そういうふうな決め方をしていただけたら有り難いなと思います。

司会者：4番さん、何かおっしゃりたいことがあればどうぞ聞かせてください。

裁判員経験者4：じゃあ、三つほど。

先般、参加させていただいた中で、最後の方にね、気になったことが二つありましてね、判決を言い渡される過程で示談の成立ということがあって、そして、示談金の半分は今回払います。残りの半分は刑期を終えてから働いて毎月50回払いで精算させてもらっていくと、こういう感じです。

これはね、一体誰がフォローするんですかね。どのように、誰がフォローされて、被告人にちゃんと履行されるようなことが保障されるんでしょうか。それを私、疑問に持ったんですよ。

せっかくいい判決が出ても履行されなかったら、おかしいのではないかと。

離婚の裁判も一緒にね、養育費を払っていないとかいうことがあるごとにね、そういう疑問を持ちました、正直。

そこまで裁判長の責任もないかも分からんですけどね、一体誰が後始末をきっちりをつけるのかなと思いました。

それから、判決を言い終わって、裁判長が、今回の事件の被告人に諭す時間がありますよね。それはどんな事件でもあるんですかね。

司会者：諭すこともできますし、諭さないこともあります。

裁判員経験者4：ああ、そうですか、分かりました。

それでね、今回体験したんですけども、いいお話をされてますわ。被告人が若いということもありますし、20代後半ということがありましたしね、裁判長もベテランで、30回もこういう案件を処理してきたということで、豊富な経験でね、ちゃんとされておりました。

ところがね、法廷で言っているのに、判決文に出てきませんよね。何かちょっとこの判決に不備があるみたいな言い方というような思いがします。

最後になりますが、裁判員裁判10年になるということで、大変いい制度であり、私も初めて参加しましたが、共感した次第です。

それでね、思うんですが、1か月ほど前に裁判員裁判の10年を振り返ると

いうことで新聞記事が出ていました。

10年前に比べて今はどうかという記事です。10年経ったらね、65パーセントは残るけど、35パーセントはいろんな理由で参加できないというようなことがあるよということを聞きました。見たんですよ。それは本当ですか。

それでね、僕は思うんですけども、今回、私が6月末にオリエンテーションで選ばれる候補として集まりました。四十人近くおられました。それで8人が選ばれました。6人が裁判員で、残りの二人は補充裁判員です。

僕はね、この人たちを再活用する必要があると思うんですよ。さっき言いましたね。35パーセントの人がいろんな理由で参加できていないと。

8人中、二人を生かす道としてね、意見を言いたかったけれども、参加できない、聞いているだけで終わっているんですよ、貴重な経験しながら。8分の2ということは、25パーセントを無駄に使っているんですよ。

したがいまして、僕の提案ですがね、この二人の方を次の裁判員裁判に生かすような方法を考えられるべきではないかと思います。

そのようにして、ますます裁判員裁判が充実されて、形骸化することがないように今後も続けていただくことを期待して、ステップアップしてもらいたいと思います。一般市民の声としてお聞きとどめいただいたら、私は満足です。

司会者：ありがとうございます。しっかり受けとめさせていただきます。

もっともっとお話を聞きしたいこともありましたけれども、ちょうど時間でもありますので、ここで裁判員経験者との意見交換会を終了させていただきます。

本当に今日貴重な御意見をありがとうございました。

厳しい意見もいただきまして、むしろそういうのもしっかり受けとめて今後の運営に役に立てていくように考えていきたいと思います。

本当に今日はお忙しい中おいでいただきまして、ありがとうございました。

それでは、終了いたします。ありがとうございました。

以 上